

令和7年度も応急仮設住宅の供与が継続する
大熊町、双葉町の皆様へ

福島県避難市町村家賃等支援事業について

○「令和6年度」助成金の申請受付期限について

令和6年度助成金（令和7年3月分まで）の申請受付期限を、本助成金給付要綱で定める「令和7年3月31日まで」から「**令和7年8月31日まで**」延長します。

○「令和7年度」助成金の助成要件について

■ 応急仮設住宅の供与が令和8年3月末まで一律延長された大熊町、双葉町から避難し、やむを得ない事情により、東京電力からの家賃賠償終了後又は応急仮設住宅等からの移転後、継続して賃貸住宅等へ居住することを余儀なくされ、家賃等の支援を必要とする次の世帯は、令和8年3月分まで、助成対象とします。（令和7年度末で制度は終了します。）

- ①東京電力から平成30年3月分までの家賃賠償を受け、継続して賃貸住宅等に居住している世帯
- ②応急仮設住宅等から賃貸住宅等へ移転（※）後、これまでに本事業の助成を受け、継続して賃貸住宅等に居住している世帯

※ 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に応急仮設住宅等の退去を決定して令和元年6月30日までに賃貸住宅等へ移転

■ 助成額等（令和6年度と同様）

賃貸住宅等1戸につき、原則として**令和7年3月分助成額が上限**です。

- 初めて本事業の助成を受ける場合の上限額は以下の3つの額のうち最も少ない額です。
 - 1 実際に負担している家賃（共益費・管理費を含む）
 - 2 入居者数に応じた金額（4人以下月6万円、5人以上月9万円）
 - 3 平成30年3月分の東京電力の家賃賠償額
- 居住可能な持ち家を有する世帯、または応急仮設住宅の供与を受けている世帯は、助成対象外です。ただし、居住可能な持ち家を有する世帯であっても、通院や高校生以下の通学など、被災時の世帯の一部が別の賃貸住宅等に居住せざる得ない場合は、助成の対象とする場合があります。
- 応急仮設住宅等として居住している住宅に係る家賃負担額は、助成対象外です。

問い合わせ先 <福島県家賃等支援事務センター>

電話番号 0120-900-775（通話料無料）

受付時間 9時から18時まで（土日祝日、年末年始を除く）